

計画で使用する用語について

第4次配偶者暴力基本計画で使用する用語について、次のとおりとする。

1 「第3次計画」及び「第4次計画(たたき台)」で使用している用語

- | | |
|---------|------------------|
| ① 配偶者 | ② 生活の本拠を共にする交際相手 |
| ③ 交際相手 | ④ 夫等 |
| ⑤ パートナー | ⑥ 配偶者以外のパートナー等 |

【法令による定義等】

- ・ 法第1条第1項 ～ 「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの暴力を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける暴力を含む。
- ・ 法第1条第3項 ～ 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
- ・ 法第28条の2 ～ 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの暴力を受けた後に、当該関係を解消した場合にあって、当該関係にあった者から引き続き受ける暴力を含む）及び当該暴力を受けた者について準用する。

【施行通知】

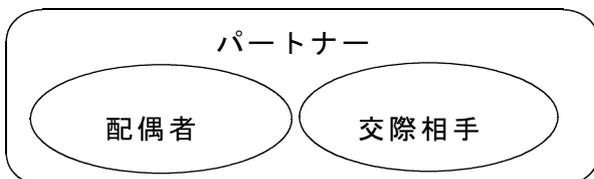
- ・ 「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」
～ 「婚姻意思」、「共同生活」、「届出」のうち「届出」がないものがいわゆる事実婚として整理されるのが一般的
- ・ 生活の本拠を共にする交際相手 ～ さらに「婚姻意思」も認められない場合を想定

【男女間における暴力に関する調査による定義等】

- ・ 夫婦 ～ 婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦も含む。
- ・ 配偶者 ～ 婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦を含み、元配偶者（離別、死亡した相手、事実婚を解消した相手）も含む。
- ・ 交際相手 ～ 「婚姻届を出していない事実婚は含まない。」としている。
調査内容をみると、「共同生活を営んでいないいわゆる恋人や同性を相手とする交際も含まれている。」

2 「第4次計画」ので使用する用語の考え方

- | | |
|---------|---|
| ① 配偶者 | ～ 配偶者、事実婚、元配偶者、事実婚を解消した相手、
生活の本拠を共にする交際相手
<u>〈※本計画では、法の対象となるものを「配偶者」という。〉</u> |
| ② 交際相手 | ～ 「共同生活」を営んでいない、いわゆる恋人や同性の相手も含む。 |
| ③ パートナー | ～ ①及び② |



法令上、「配偶者」の定義には、
事実婚は含まれるが、元配偶者は
含まれない